

2022年3月22日

＜石川＞羽昨市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との 包括的地域連携に関する協定の締結について

羽 昨 市
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

羽昨市（市長 岸 博一）と北陸電力株式会社（理事 七尾支店長 中村節夫）および北陸電力送配電株式会社（執行役員石川支社長 木村博喜）は、本日、「包括的地域連携に関する協定」を締結いたしました。

本協定は、三者が相互に連携しながら、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な発展に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. スマートシティ構想に資する取組みへの支援に関すること
2. 産業・観光振興・にぎわい創出に関すること
3. 地域の安全・安心、災害対策に関すること

＜別紙 1＞ 羽昨市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

＜別紙 2＞ 羽昨市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定書

【お問い合わせ】

羽 昨 市：企画財政課 羽昨創生推進係長 見附
電話 0767-22-7192 FAX 0767-22-7195

北陸電力：七尾支店総務担当 鵜垣
電話 0767-53-0203 FAX 0767-53-0541

2022年3月22日
羽 昨 市
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社



こたえていく。かなえていく。



未来へ、めぐらせる。



羽昨市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との 包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

羽昨市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は「包括的地域連携に関する協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の発展に寄与することを目的として、以下の3つの連携事項について検討・推進して参ります。

1. スマートシティ構想に資する取組みへの支援に関すること

- スマートシティ構想および地域ICTプラットフォームサービスに関すること
- カーボンニュートラルに向けた取組みへの支援
- 省エネルギー促進への協力
- エネルギーに関する教育・啓発活動の実施



出前授業



省エネコンサル



カーボンニュートラルに向けた取組みへの支援

2. 産業・観光振興・にぎわい創出に関すること

- 観光振興・地域イベント等への協力
- 地元特産品の斡旋協力
- 環境美化・環境保全活動への協力
- 移住者に対する支援
- 担い手づくりへの協力
- 地域資源の保全協力



地域イベントへの協力



担い手づくりへの協力
(インターンシップ受け入れ)



地域資源・環境保全活動

3. 地域の安全・安心、災害対策に関すること

- 災害時における情報連絡や相互連携
- 災害発生時の電源確保に関する協力
- 子どもや高齢者の見守り活動への協力
- 安全・安心して生活できるまちづくりへの相互協力



災害復旧および災害時の連携



防犯カメラ設置



子ども110番の車（見守り活動）

羽咋市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との
包括的地域連携に関する協定書

羽咋市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）（甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、次のとおり包括的地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月22日

（目的）

第1条 本協定は、3者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 3者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) スマートシティ構想に資する取組みへの支援に関すること。
- (2) 産業・観光振興・にぎわい創出に関すること。
- (3) 地域の安全・安心、災害対策に関すること。

2 3者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行う。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、有効期間が満了する日の1か月前までに、3者いずれからも申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 3者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 3者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、決定する。

甲 石川県羽咋市旭町ア200番地
羽咋市長

岸 博 一 (自署)

乙 石川県七尾市三島町61-7
北陸電力株式会社
理事 七尾支店長

中 村 節 夫 (自署)

丙 石川県金沢市下本多町六番丁11番地
北陸電力送配電株式会社
執行役員 石川支社長

木 村 博 喜 (自署)